

別表（第12条、第19条関係）

## 廃棄物処理手数料

種 別		区 分		手数料	備 考	
収集を受ける家庭 ごみ	可燃物	指定ごみ袋（45L）10枚入り		300円	本手数料には、ごみの 収集、運搬及び処理 手数料を含む  本手数料は、ごみ袋 の購入時に納付する	
		指定ごみ袋（30L）10枚入り		200円		
		指定ごみ袋（20L）10枚入り		150円		
	不燃物	指定ごみ袋（30L）10枚入り		200円		
		指定ごみ袋（20L）10枚入り		150円		
収集を受ける少量 の事業系ごみ	可燃物	指定ごみ袋（45L）10枚入り		600円		
	不燃物	指定ごみ袋（30L）10枚入り		450円		
町民等が自ら施設 へ直接持込む家庭 ごみ	可燃物 不燃物	普通ごみ 重量10kgごとに手数料を加算		80円	10kg未満は10kgとみ なす	
		大型 （重量 に加算）	可燃物	1枚につき 2辺の計が230cm以上のもの	250円	畳・カーペット・布 団類
				1個につき 3辺の計が300cm以上のもの	1,000円	木製製品等
			不燃物	1枚につき 2辺の計が230cm以上のもの	1,000円	電気カーペット・磁 気布団等
				1個につき	1,000円	自転車・電気製品・ 不燃混合物等
事業者等が自ら施設 へ直接持込む事 業系ごみ	可燃物 不燃物	普通ごみ 重量10kgごとに手数料を加算		160円	10kg未満は10kgとみ なす	
		大型 （重量 に加算）	可燃物	1枚につき 2辺の計が230cm以上のもの	500円	畳・カーペット・布 団類
				1個につき 3辺の計が300cm以上のもの	2,000円	木製製品等
			不燃物	1枚につき 2辺の計が230cm以上のもの	2,000円	電気カーペット・磁 気布団等
				1個につき	2,000円	自転車・電気製品・ 不燃混合物等
事業者等が自ら施設 へ持込み、一般 廃棄物と併せて処 理することができる 産業廃棄物	可燃物 不燃物	重量10kgごとに手数料を加算		160円	10kg未満は10kgとみ なす	
		重量10kgごとに手数料を加算		320円	10kg未満は10kgとみ なす	
建築廃材（木くず） 施設で処理可能な可燃物 に限る		重量10kgごとに手数料を加算		320円	10kg未満は10kgとみ なす	

※直接持ち込む場合は、指定ごみ袋は使用しなくてもよい。その場合は、廃棄物が容易に確認できる状態であること。